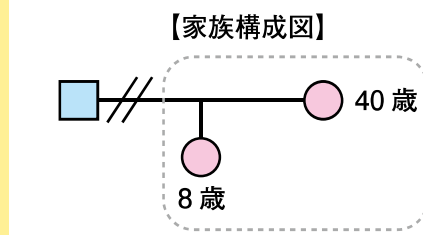


事例 12

小学校の集団健診でネグレクトが疑われた女兒

1 ケースの概要

- ① こどもの年齢・性別：8歳・女
- ② 虐待種別：ネグレクト、心理的虐待
- ③ 虐待者：母
- ④ 関係機関：
 - ・小学校
 - ・学校医（小児科）
 - ・精神科クリニック
 - ・児童相談所
 - ・保健相談所
 - ・民生児童委員
- ⑤ 健診時の状況



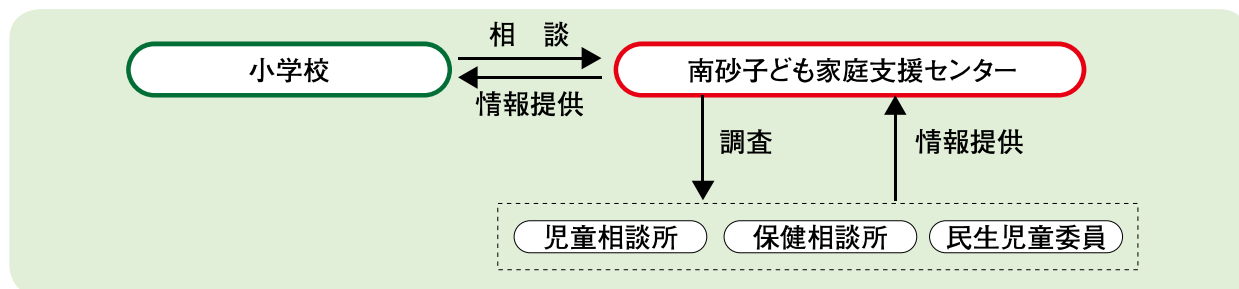
学校の春の定期健診の際、やせぎみで皮膚の湿疹や衣類の汚れが目につく子どもがいました。身長は117cm、体重は21kgでした。養護教諭に確認すると、冬休み明けにも、体重が減っていたとのことでした。校医は、ネグレクトの疑いがあるのではないかと指摘しました。

2 関係機関との連携

小学校は、学校医の指摘を受けて、クラス担任に状況を確認したところ、最近欠席があったことや朝6時頃登校してきたり、10時過ぎに登校して来るなど、登校時間が守れず気になっていたとのことでした。母に連絡を取りましたが、あいまいな答えで生活状況はわかりませんでした。そこで、小学校はネグレクトの疑いがあると考え、南砂子ども家庭支援センターに相談をしました。

南砂子ども家庭支援センターは相談を受けて、児童相談所、保健相談所、民生児童委員へ調査を実施しました。

(1) 調査・情報交換

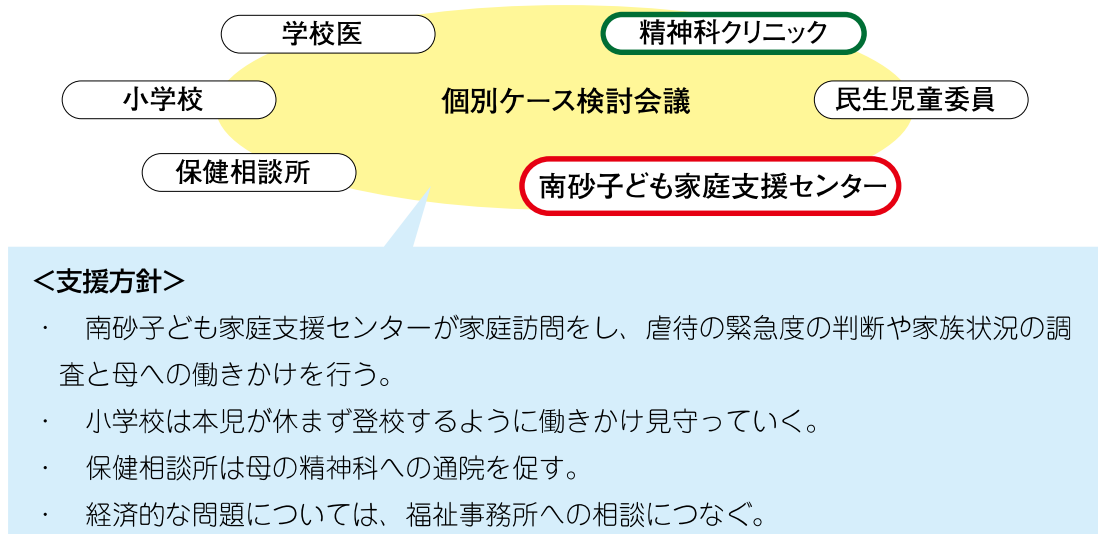


<調査の結果>

- ・ 本児は両親の離婚後、3～5歳の2年間児童養護施設に入所していた。
- ・ 現在母はうつ病で精神科に通院しているが、治療は中断がちである。
- ・ 母は就労しておらず、家計の状況は不明であった。
- ・ 母が大声で本児を怒鳴っている声が近所に聞こえている。

(2) 個別ケース検討会議の開催（南砂子ども家庭支援センター主催）

本児の生活状況が悪化している為、関係機関で情報を共有し支援方針を確認する必要があると判断し、個別ケース検討会議を開催しました。



3 その後の状況と医療機関の役割

南砂子ども家庭支援センターが家庭訪問を行ったところ、室内はかなり汚く足の踏み場もない状態でした。母は体調不良で一日中寝ていることが多く、経済的にも困窮していることがわかりました。精神科の主治医と子ども家庭支援センターが連携し生活保護を申請しました。自立支援法の精神科のホームヘルプサービスも週1回入ることになり、生活状況は改善傾向に向かっています。

本児の遅刻は今も多いが、担任・養護教諭が電話をしたり、声掛けすることで欠席は減っています。翌年の春の定期健診では体重が順調に増えていました。

●●● 事例からの学び ●●●

◆ 発見のポイント

- 身なりが汚く、身長・体重の発育が順調でない場合、ネグレクトを疑う
やせ過ぎや太り過ぎなど、発育状態が気になった場合、生活全般を考え合せ、ネグレクトを疑うことが必要です。

◆ 支援のポイント

- 学校や園の集団健診で気になるこどもを診た場合は、必ず養護教諭や担任と情報交換をすることが重要
- 実態が良くわからない時は、ひとつの機関で抱え込まないことが重要
 - ・ 実態が分からず、緊急度の判断ができない時などは、南砂子ども家庭支援センターや子育て支援担当は家庭問等をして状況を確認します。
 - ・ 個別ケース検討会議の開催を開催することで、ひとつの機関だけでは見えなかった家族の実態がわかってきます。そのことによって支援の方向が見えてきます。

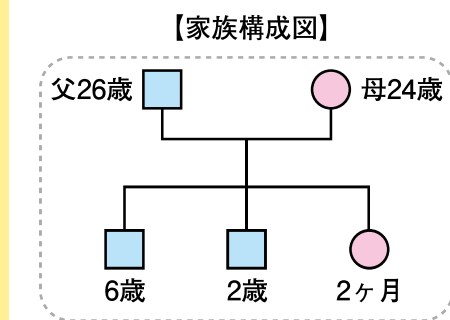


事例 13

退院後の見守り体制を構築したケース ～乳幼児揺さぶられ症候群の疑いで入院した女兒～

1 ケースの概要

- ① こどもの年齢・性別：2ヶ月・女
- ② 診療科名：救急外来（総合病院）
- ③ 傷病名：硬膜下血腫 くも膜下血腫 眼底出血
- ④ 虐待種別：乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）
- ⑤ 虐待者：父
- ⑥ 関係機関：・小児科クリニック ・児童相談所
・通所療育機関 ・保健相談所
・民生児童委員 ・小学校



⑦ 受診時の様子：

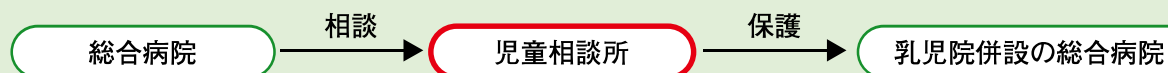
父が子どもを連れて来院しました。受診時子どもには意識がなく、父の説明によると風呂場で転び、嘔吐後ひきつけたとのことでした。

診察の結果、硬膜下血腫、くも膜下血腫、眼底出血が認められ、緊急に入院が必要と判断しました。医師は父の説明と所見が一致しないことや、所見から乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を疑いました。

2 関係機関との連携

(1) 保護までの経過

総合病院では、児童相談所に相談をしました。児童相談所は医師立会いの元、総合病院で両親と面接を行いました。父は「風呂場で頭を打った」と言い、母は「よくわからない」と言いました。児童相談所は「児童虐待の疑いがあるため、本児を別の病院へ転院させる」と告げました。



(2) 保護後の経過

本児は約1ヶ月の入院後、病院併設の乳児院に移りました。児童相談所との面接で、父は、「扱いが乱暴だったかもしれない」とは認めましたが、本児の今回の病態の原因については特定できませんでした。

家庭復帰にあたり児童相談所の担当福祉司は、子育て支援担当に情報提供を行い、関係機関への調査と見守り体制の構築を依頼しました。

(3) 調査・情報提供

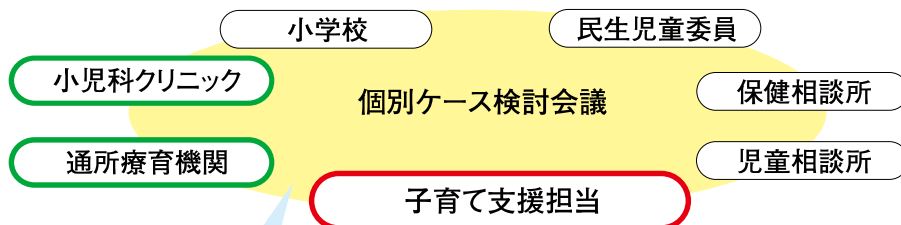
子育て支援担当は小学校と民生児童委員へ調査を実施しました。

<調査の結果>

- ・ 父はアルバイトで経済的にはかなり苦しいと思われた。
- ・ 小学校は、父が学校に来て、給食費の支払いなどのことでクレームをつけ、大声で怒鳴ったりする為対応に苦慮したことがあった。

(4) 個別ケース検討会議の開催（南砂子ども家庭支援センター主催）

本児は左半身に軽度の麻痺が残り、療育機関への通所も必要となりました。乳児院を退所するにあたって、関係機関で情報を共有し、保護者への指導と今後の見守り体制を作るために個別ケース検討会議を開催しました。



<支援方針>

- ・ 児童相談所と子育て支援担当が定期的に訪問面接を行い、父に対する指導を継続して行う（虐待の抑止力とする）。
- ・ 小児科クリニックの医師は、受診時の様子を注意深く観察し、変化があった時は子育て支援担当に連絡をする。
- ・ 本児だけでなく、きょうだいについても支援対象とし、学校等は不審なことがみられた場合には子育て支援担当に連絡する。
- ・ 子育て支援担当は時々情報を確認し、家族全体の動きを把握する。

3 その後の状況と医療機関の役割

- ・ 児童相談所と子育て支援担当が継続的に関わっていることが抑止力となり、父からの目立った暴力は認められていない。
- ・ 小児科クリニックは受診時に気になったことがあった場合は、子育て支援担当に連絡している。

●●● 事例からの学び ●●●

◆ 支援のポイント

- 保護後の家庭復帰にあたっては、地域ネットワークでの支援が重要
 - ・ 保護後こどもが家庭に戻る場合、こどもや家族に関わる関係機関での見守りが重要になります。情報を一元的に把握する機関を決め、ケースの情報が速やかにわかる体制を作る必要があります。
 - ・ 困難ケースでは、個別ケース検討会議を定期的で開催し、今後の支援方針や役割分担、連携の方法などを確認することが大切です。
 - ・ 関係機関は常に担当者の交代や、こどもの成長とともに替わっていきます。担当者だけでなく機関として対応することが必要です。





精神障害を持つ母親とその子ども達

竹内小児クリニック 院長 竹内 透

精神障害を持つ母親は、自分の子どもに対して母親としての役割を十分に果たせないことがあると考えられる。特に自分の病状が不安だったりイライラした状態が続けば、結果的に子どもが心理的虐待を受けるに等しいことが起こり得る。このような子ども達を診察した時に、子どもの母を案ずる眼差し、母の行動に戸惑うような表情、或いは自分の母子関係に絶望するかのような顔つきに遭遇して、一瞬ハッとさせられることがある。このようなケースでは、関係者や家族等から母親の子どもに対する対応を聞きだし、気付かれていない不適切なものがあればそれを母に指摘することも、やがて子どもが成長によって理解を深め自ら乗り越えて行くまでは一つの支援になろう。

母親を責めるようなニュアンスを極力避けながら、母親自身の治療の状況を聞いてその取り組みを支持することも重要と考えられる。



身体的虐待について

浅川クリニック 院長 浅川 雅晴

児童虐待はなぜ起こるのでしょうか。原因のひとつとして親からの虐待の連鎖があります。「虐待している親が子どもの時、親に虐待を受けて成長した」という事です。そのこが大人になり結婚し子どもを生む。自分が幼い頃に受けた虐待を自分の子どもにしてしまうのです。中には虐待しているという意識が少なく、自分の子どもがぐったりしてしまった後、気がつくという重症の親もいます。

子どもの頃、虐待を受けると、大人になった時、家庭内暴力や他人への暴言・暴力、児童虐待の形として表れやすいのではないのでしょうか。対策として、親のストレスを子どもに向けないように、親への教育をする場が今後必要になってくる時代かもしれません。

心理的虐待について

子どもの頃きょうだいと常に比較されて育つと、心の中にコンプレックスを抱いて成長してしまいます。自分が子どもを産んだ時、自分が理想とする子どもでない一面が見られた時、虐待をして自分の理想の形にはめようとする事が起こります。例えば、親は叱り付けて勉強を無理矢理覚えさせようとやっきになる。だが、子どもは叱られても覚えられない。そのため、覚えるまで食事を与えないなどの心理的虐待を行う等が一つの例です。

虐待と言えば「痛み」を味わせる事を連想してしまいがちですが、心理的虐待もあるという事を忘れてはなりません。親の虚栄心で子どもに重圧をかけ続けて育てるのは、子どもへの心理的虐待につながりかねないので注意が必要なのです。





「通告するのは、ちょっと……」と思ったら

子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長 山田 不二子

1 児童相談所に通告すべき子ども虐待

保護者が説明する発生機序と矛盾する骨折をこどもが負っていたり、新旧織り混ざった複数の挫傷など不審な皮膚外傷を負ったりしていれば、身体的虐待が強く疑われます。また、こどもの発達段階と矛盾する外傷、たとえば、寝返りのうてない乳児の長管骨骨折なども身体的虐待を疑うべき状況です。その他、成長曲線からどんどん下方に外（はず）れていく体重増加不良や体重減少は、NOFTT（ノフト：Non-Organic Failure to Thrive「非器質性発育障害」）というタイプのネグレクトを疑うべきです。こういった子ども虐待・ネグレクトの場合、病院にこどもを入院させて、こどもの安全を確保する必要があります。

入院に積極的でない保護者には、このように説明してみてもいいでしょうか。保護者の説明や発達段階に矛盾する骨折の場合、「お母さん（お父さん）がお話しされたような状況で骨折が起こったとしたら、お子さんはとても骨折しやすい病気を持っているのかもしれないですね。骨形成不全症という病気かもしれないので、入院して調べていただきましょう。」と説得してはどうでしょうか。皮下出血が多発している場合は、「お子さんには出血傾向があるかもしれません。血小板減少症とか、血友病とか、いろいろ難しい病気があるので、入院して精査する必要があります。」と説明してみてください。こどもの熱傷・火傷の所見と保護者の説明する機序とが矛盾したら、「やけどはばい菌が付きやすいので、入院してきちんと治療していただきましょう」と言って入院を説得してください。NOFTTが疑われるときは、「お子さんの体重が増えないのは、体のどこかに重大な病気を持っているせいかもしれません。病院で詳しく調べていただきましょう」と説明するのも一つの方法です。

診療情報提供書を持たせて病院を受診させるとともに、病院の担当医に「子ども虐待を疑っているので入院させてほしい」と電話で連絡しておく、外来治療だけで帰されてしまうのを防げます。医療ソーシャルワーカーにも連絡しておく、児童相談所や区の子育て支援担当との連携がスムーズに進みます。児童相談所等に「子ども虐待の疑われるこどもを〇〇病院に入院させました」と電話通告するのも忘れないでください。

もし判断に迷ったら数日中に必ず再診するように伝え、「ドクターアドバイザーシステム」を活用して、子ども虐待に精通した医師のアドバイスを受けてください。

2 南砂子ども家庭支援センターや子育て支援担当に通告すべき子ども虐待

上記の通り、子ども虐待やネグレクトが疑われる場合は、こどもの安全確保を最優先にするため、原則として入院させるようにします。しかし、普通なら挫傷などできそうにない軟部組織の豊富な部位に皮下出血があったとしても、たった1個だったら入院を勧めるのは無理があります。また、かかりつけ医の目前で、親がこどもを叩いたり、怒鳴りつけたりしていたら、外傷はなくてもとても心配になりますね。かといって、それだけのことで入院させるわけにもいきません。

そういう場合は是非、南砂子ども家庭支援センターや子育て支援担当に通告してください。こども虐待の担当者が乳幼児健診のデータやこどもが所属する保育園・幼稚園・学校などからの情報とかかりつけ医からの情報とを照らしつつ、その家庭の中で虐待やネグレクトが起こっている可能性があるかどうかを調査してくれます。

こういったケースでは、できるだけ親子を分離することなく、こどもの生活環境を改善していく手だてを関係者が協力して立案し、親子それぞれに支援を提供していきます。この連携・協力の輪の中にかかりつけ医が加わるのが今、求められているのです。

